



平成 28 年 3 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社バローホールディングス
代表者の役職名 代表取締役会長兼社長 田代正美
(コード番号: 9956 東証・名証一部)
問い合わせ先 常務取締役総務人事部長 篠花 明
兼リスクマネジメント部長
電 話 番 号 (0572) - 20 - 0801

監査等委員会設置会社への移行および定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 30 日開催予定の当社第 59 期定時株主総会にて、定款の一部変更が承認されることを条件として、コーポレート・ガバナンスの一層の強化の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社へ移行する目的

平成 27 年 5 月の会社法の改正により新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。当社は、社外取締役を過半数とする監査等委員会を置くことにより取締役会の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るものであります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の目的

監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 30 日 (木)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 30 日 (木)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分です。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (条文省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (取締役の員数) 当社の取締役は 20 名以内とする。</p> <p>第 19 条 (取締役の選任方法) 取締役は、株主総会において選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)</p> <p>第 20 条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 21 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役それぞれ各若干名を定</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削 除) (3) <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条～第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (取締役の員数) 当社の<u>監査等委員</u>である取締役 (以下「<u>監査等委員</u>」という。) 以外の取締役は、<u>15 名以内とする。</u> 2. <u>当社の監査等委員は、5 名以内とする。</u></p> <p>第 19 条 (取締役の選任方法) 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)</p> <p>第 20 条 (取締役の任期) 取締役 (<u>監査等委員を除く。</u>) の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任する監査等委員の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条 (補欠の監査等委員の選任決議の有効期間) <u>補欠の監査等委員の選任決議の有効期間は、当該決議後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役) 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員を除く)</u> の中から代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員を除く)</u> の中から<u>取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役および常</u></p>

現行定款	変更案
めることができる。	務取締役それぞれ各若干名を定めることができる。
第22条（条文省略）	第23条（現行どおり）
<p>第23条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>第24条（取締役会の招集通知） <u>取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ずに取締役会を開催することができる。</u></p>
第24条～第25条（条文省略）	第25条～第26条（現行どおり）
<p>（新 設）</p>	<p>第27条（取締役への委任） <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第26条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>第28条（報酬等） <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区分して株主総会の決議によって定める。</u></p>
第27条（条文省略）	第29条（現行どおり）
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第28条（監査役の数） <u>当会社の監査役は5名以内とする。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第29条（監査役を選任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役を選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第30条（監査役の任期） <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第31条（常勤の監査役） <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>（削 除）</p>
<p>第32条（監査役会の招集通知） <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して会</u></p>	<p>（削 除）</p>

現行定款	変更案
<p><u>日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></u></p> <p><u>第33条（監査役会規程）</u> <u>当社の監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p><u>第34条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>第35条（社外監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第30条（監査等委員会の設置）</u> <u>当社は、すべての監査等委員で組織する監査等委員会を置く。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第31条（常勤監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議により常勤監査等委員を若干名選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の<u>手続きを経ずに監査等委員会を開催することができる。</u></u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第33条（監査等委員会規程）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第36条～第39条（条文省略）</p>	<p>第34条～第37条（現行どおり）</p>